

信州大学と長野県弁護士会との包括連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という）と長野県弁護士会（以下「乙」という）は、甲乙間の包括的な連携に関し、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域における法律系人材の育成、法的サービスの提供、法学研究等の分野等において連携し、もって法律学に関する学術及び法律実務の進展並びに基本的人権を尊重した公正で自由な地域社会の実現と地域の司法水準の向上に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、以下に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 甲における法学教育及び地域における法律系人材の育成
- 二 公共機関等への法的助言をはじめとする地域における法的サービスの提供
- 三 法律学に関する学術研究及び法律実務に関する研究
- 四 甲及び乙相互の研修等における講師派遣
- 五 その他、甲及び乙が必要と認める事項

（個別的協定または契約）

第3条 本協定に関し、個別具体的な事業または事務に関し、必要があるときは、甲と乙との間の個別的協定または甲と乙の会員弁護士との間の契約を別途締結するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の期間は、本協定締結の日から、甲または乙から書面による協定解消の申出がなされた日までとする。

（従前の協定の終了）

第5条 以下に掲げる協定書に基づく甲と乙との間の協定は、信州大学大学院法曹法務研究科の廃止日をもって終了するものとする。

- 一 平成16年6月30日付信州大学大学院法曹法務研究科に関する協定書
- 二 平成19年3月7日付ロークリニックに関する協定書

（その他）

第6条 本協定に定めに疑義が生じたとき又は本協定に定めのないことにつき必要が生じたときは、甲及び乙が協議するものとする。

平成28年 2 月 24 日

甲 国立大学法人信州大学 学長

乙 長野県弁護士会 会長

濱田 州博
高橋 聖明

